

## 郡山市違法客引きしない・受けない宣言店ステッカーの交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市違法客引きゼロ対策協議会（以下「協議会」という。）と飲食店等が、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗関連の営業に係る客引き等の防止を推進するに当たり、郡山市違法客引きしない・受けない宣言店（以下「宣言店」という。）ステッカーの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)違法客引き行為等 郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例（平成19年12月25日郡山市条例第43号）第3条に規定する客引き等をいう。
- (2)飲食店等 郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例施行規則（平成19年12月25日郡山市規則第58号）第3条に規定する指定区域内における、風俗関連の飲食店その他の事業者をいう。
- (3)郡山市違法客引きしない・受けない宣言店 違法客引き等を行わず、客引きから紹介された客を受け入れない店として、誰でも安心して利用できる郡山駅前周辺を目指し、安全の確保と快適性の向上に寄与する活動を行なう飲食店等をいう。

### (申請)

第3条 宣言店ステッカーの交付（以下「交付」という。）を希望する飲食店等の営業者は、次条に規定する遵守事項を記した申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を郡山市違法客引きゼロ対策協議会長に提出するものとする。

### (遵守事項)

第4条 宣言店の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1)違法客引き行為等を行わないこと。
- (2)違法客引きを受けた客を、店舗に立ち入らせないこと。
- (3)宣言店ステッカーを他の飲食店等に貸与し、又は転売する、その他この要綱の趣旨に反すると認められることに使用しないこと。
- (4)法令を遵守すること。
- (5)社員、アルバイト及びパート従業員等に対する指導を行い、前各号の遵守を徹底させること。

### (交付)

第5条 協議会は、第3条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、宣言店ステッカーを交付するものとする。

### (利用方法等)

第6条 前条の規定により、宣言店ステッカーの交付を受けた飲食店等は、その営業する

飲食店等の店舗、看板等にステッカーを掲示し、又は、ウェブサイト上に表示することができる。

(公表)

第7条 協議会は、宣言店ステッカーを交付した飲食店等について、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1)店舗名
- (2)店舗所在地
- (3)その他会長が必要と認める事項

(交付決定の取消)

第8条 協議会は、宣言店について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その該当店舗に係る交付の決定を取り消し、ステッカーを返還させることができる。

- (1)違法客引き等を行なった場合
- (2)違法客引きを受けた客を、店舗に立ち入らせた場合
- (3)その他不適當な事由があると会長が認める場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務の手續等に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

本会則は、平成29年12月14日から施行する。

第1号様式

郡山市違法客引きしない・受けない宣言店ステッカー交付申請書

年 月 日

郡山市違法客引きゼロ対策協議会長

申請者 店 舗 名

店 舗 所 在 地

代 表 者 職 氏 名  
(法人名及び代表者名)

印

電 話 番 号

※ 郡山市ウェブサイトへの掲載希望（どちらかに○印） 希 望 ・ 希望しない

私は、郡山市違法客引きしない・受けない宣言店ステッカーの交付に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、宣言店ステッカーの交付を申請します。  
なお、要綱第5条の規定に基づき、以下の事項を遵守いたします。

- 1 違法客引き行為等を行わないこと。
- 2 違法客引きを受けた客を、店舗に立ち入らせないこと。
- 3 宣言店ステッカーを他の飲食店等に貸与し、又は転売する、その他この要綱の趣旨に反すると認められることに使用しないこと。
- 4 法令を遵守すること。
- 5 社員、アルバイト及びパート従業員等に対する指導を行い、前各号の遵守を徹底させること。